各部活動報告

医療安全・医事法制部
令和元年度医療事故防止研修会

医療安全・医事法制部長　岡部　實裕

令和元年度の当会主催の医療事故防止研修会は、令和元年12月４日（水）に旭川市で、令和２年２月21日（金）に帯広市でそれぞれ開催した。出席者総数は109名、うち医師は52名であった〈表１〉。

講演会の冒頭、岡部常任理事ならびに開催地郡市医師会長（旭川市：山下会長、帯広市：稲葉会長）からの挨拶の後、講演と質疑応答が行われた。

＜札幌禎心会病院 長谷守副院長＞

旭川・帯広の両会場で、医療事故調査委員会の外部委員として具体的に経験された事例についてご講演していただいた。

質疑応答では、調査委員会の構成メンバーに関する質問や、外部委員としてのお考えなどについて丁寧にお答えいただいた。

その中で長谷副院長は、外部委員だからこそ学べることがあると感想を述べられたほか、裁判等できちんとアピールできる専門医の重要性について出席者に説明された。

＜東京医療学院大学 櫻井美代子教授＞

旭川会場で、看護学の視点に基づく２つの事例についてご講演いただいた。事例の１つは、医療事故調査委委員会で取り上げられたものではなかったが、看護側から見て「まさか、こんなことになるなんて」というもので、出席していた多くの看護職の注目を集めた。

また質疑応答では、望ましい研修会とは、一般論を伝えるだけではなく、「もしかすると、後々大きな問題になるのではないか」という事例をどんどん出し合いながら、経過を予測して話し合うことが大切である、と述べられた。

＜髙橋・日浦法律事務所 髙橋司弁護士＞

旭川会場で、弁護士の視点から予期せぬ死亡事故についてご講演いただいた。講演の中で髙橋弁護士は、ご遺族とのコミュニケーションと、第三者の専門医の意見を踏まえた死因究明の重要性について説明された。

表１　令和元年度　医療事故防止研修会

講師陣：長谷　　守（札幌医科大学 臨床教授 ／ 札幌禎心会病院 副院長）
櫻井美代子（東京慈恵会医科大学 名誉教授 ／ 東京医療学院大学看護学科長 老齢看護学教授）
髙橋　　司（髙橋・日浦法律事務所 弁護士）
山本　正二（Ai情報センター 代表理事　Ai専門医師）
山下　史生（山下史生法律事務所 弁護士）
伊藤　絢子（あお葉法律事務所 弁護士）　※講師および司会

日　時	会　場	テーマ・講　師	出席者数
令和元年12月４日（水） 18：30 ～ 20：30	旭川市 OMO７旭川	「医療事故調査委員会の外部委員としての私見 ―具体的事例の紹介を通じて―」 長谷　守　先生 「予期せぬ死亡事故について ―看護学の視点からの提言―」 櫻井美代子　先生 「予期せぬ死亡事故発生時の対応について ―弁護士の視点からの提言―」 髙橋　司　弁護士	44名 （うち医師20名）
令和２年２月21日（金） 18：30 ～ 20：30	帯広市 北海道ホテル	「予期せぬ死亡事故について ―Ai専門家の立場からの分析―」 山本　正二　先生 「医療事故調査委員会の外部委員としての私見 ―具体的事例の紹介を通じて―」 長谷　守　先生 「高齢者医療現場での予期せぬ死亡事故とその対応について ―法律および医学、看護学からの分析と提言―」 山下　史生　弁護士 伊藤　絢子　弁護士	64名 （うち医師32名）

岡部常任理事（旭川会場）

櫻井教授（旭川会場）

長谷副院長（旭川・帯広会場）

山本代表理事（帯広会場）

＜Ai情報センター 山本正二代表理事＞

帯広会場で、Ai専門医師として、Aiを行うことの意義から普及に向けた提言まで、詳しく解説していただいた。

講演の冒頭で山本代表理事は、ご遺体を傷つけることなく情報を得られるAiは、ご遺族の同意を得られやすいこと、客観的な証拠になることなどを説明され、「とにかくAiを実施すべき」と述べられた。

質疑応答では、Ai情報センターの具体的な利用の仕方などについても説明があり、今後の同センターの役割に大きな期待が寄せられた。

＜山下史生法律事務所 山下史生弁護士＞

帯広会場で、医療事故調査委員会の積極的活用事例として、NDARにより混乱した現場についてご講演いただいた。

ご遺族の希望により、医療事故調査委員会がご遺族から事情聴取を行った事例は、医療従事者が患者やその家族と、信頼関係を構築することの重要性を、改めて問うものであった。

＜あお葉法律事務所 伊藤絢子弁護士＞

帯広会場で、高齢者医療事故における医療事故調査委員会の活用についてご講演いただいた。

医療事故調査委員会で外部委員が果たすべき役割や、医療事故調査委員会の意義について説明された後、増加する高齢者医療現場でのトラブル予防・対応の視点について述べられた。